

八戸市虐待等防止対策会議 第1回会議概要

開催日時・出席者

日 時： 平成 23 年 12 月 5 日（月） 14：00～16：00

場 所： 市庁別館 2 階 会議室 C

出席者： 以下のとおり（計 31 名）

対策会議委員
（50 音順）

安田 真（会長）

柳澤 沙季子（副会長）

越後 秀

高坂 精一

小西 秀明

澤田 美子

清水 博己

高橋 育子

天摩 雅和

新原 秀郎

小林 眞

古舘 義美

分枝 勝則

前田 由美

南 義廣

池田 和彦

夏堀 愛子

坂上 正子

山田 啓子

千葉 誠

八戸市長

庁内関係部署職員
（機構順）

工藤福祉部長

田名部福祉部次長

大石福祉部次長兼障がい福祉課長

佐々木子ども家庭課長、子ども家庭課職員 3 名

木村健康増進課長

事務局

長久保福祉政策課長、三浦主幹（福祉政策 G L）、壬生主事

会議概要

【会議の次第】

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員の紹介
- 5 会長及び副会長選任
- 6 議題

案件 1：八戸市虐待等防止対策会議について

八戸市虐待等防止対策会議の概要

八戸市虐待等防止対策会議の運営方針について

- 案件 2 : 八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画について
八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画の概要について
DV被害者への支援の概要について
配偶者からの暴力の現状
八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画骨子(案)

- 7 その他
8 閉会

【会議概要】

- ・ 市長より、委員 19 名に委嘱状及び辞令を交付したのち、会長及び副会長の選出を行い、会長を安田真委員、副会長を柳澤沙季子委員とすることで委員全員の了承を得た。
- ・ 議事では、事務局より対策会議の概要と今後の運営方針について説明し、意見を聴取した。その後、八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画について、八戸市のDVに関する現状や各種取組の内容を交えて説明し、意見交換を行った。

【議事内容】

案件 1 : 八戸市虐待等防止対策会議について

- 八戸市虐待等防止対策会議の概要
八戸市虐待等防止対策会議の運営方針について

資料集 A により、対策会議の概要と、会議の運営方針(会議の公開に関する考え方)について事務局が説明し、意見を聴取した(意見なし)。会議及び会議録については、個人情報を取り扱う案件以外は基本的に公開することとして、委員全員の了承を得た。

案件 2 : 八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画について

- 八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画の概要について
DV被害者への支援の概要について
配偶者からの暴力の現状
八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画骨子(案)

資料集 B により、八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画の概要と、DVに関する八戸市の現状を説明し、計画の骨子案について意見交換を行った。主な意見・質問は以下のとおり。

【主な意見・質問】

- ・ (委員) 基本的なことだが、DVの相談があった場合の年齢による対応はどのようになっているか(例えば被害者が65歳以上の方の場合など)
(事務局) 65歳以上だと高齢者ということで包括支援センターが担当になる。重度の障がいをお持ちの場合は、その専門の機関で対応が必要になる。
- ・ (委員) DVの被害者から相談を受けた後、住宅の手配や、離婚についての相談などとい

った具体的な動きに移っていった場合、「今後はこのようにしてみてもいいですか」というようにロードマップのようなものを作って、コーディネートできるような機能はあるか。

(事務局)市の現状としては、婦人相談員が状況を聞き取りし、子ども家庭課内で対応方法を検討した後、被疑者の方と今後の方向性について話し合うという体制をしいている。その中でロードマップのようなものを意識して話し合っているが、これからも件数を重ねていかないと成熟していかない部分もある。

- ・ (委員)DVについての報道を見ていると、警察や行政が関わったけれども、対応を検討している内に手遅れになる(子どもが犠牲になる)という事例が多い。アメリカでは、児童相談所の職員が逮捕権を持っていると聞く。そうすれば素早く対応できるのだと思う。私見ではあるが、(日本では)警察などが介入するのが遅いのではないかと感じる。八戸市ではそのような事がないように、他県とは違った八戸らしい取り組みをこの機会に考えてはどうか。

(事務局)DVが家庭内で起こるのは、その家庭の子どもにとっては望ましくないこと。

DVの事案には、児童虐待の要素が出てくることが多いので、その際は専門の機関に連絡が行くようなシステムにはなっている。委員のご意見としては、児童虐待の早期発見という面での内容と思うので、今後、児童虐待についての案件を検討する際に参考にさせていただきたい。

- ・ (委員)警察では、DVのような相談や通報があれば、必ず現場に行き、しかるべき措置をとっている(逮捕要件があれば逮捕するなど)。また、その行為を行った人にも事情を聞いて、逮捕案件でない場合は、該当者から誓約書を徴するなどして対応している。ただ、相談者によっては、具体的な対応はやめて欲しいという方もいるので、ケース毎に配慮する必要がある。
- ・ (委員)事務局の説明の中で、DVを原因とした裁判にはお金とエネルギーが必要とお話があった。エネルギーが必要なのは否定しないが、お金の面では、所得に応じて安価で弁護士を雇えるような制度もある。そういったことを知ってもらいたい。

(事務局)貴重なご意見をいただいた。今後、計画を検討していく上で参考にさせていただきたい。

- ・ (委員)虐待等については、各種の法令があると思うが、計画の中で、それらの法令と計画の関連性を明記するべきではないかと思う。もともとの法律があって、それに則って(施策や事業に)取り組んでいることを明確にする必要があると思う。
- ・ (委員)案件によっては、複数の要素(DVと高齢者虐待など)がある場合があって、市の現状ではそれぞれに“つなぐ”体制をとっているようだが、できればワンストップで解決にあたっていけるのが望ましいと思う。さらには、その後のフォロー、アフターケアも大事だ。行政も様々な事案を抱えているとは思いますが、八戸市はそうした部分が不足しているのではと感じる。全体を最初から最後まで見て、次のケースにつなげる(活かす)といったような循環が必要だと思う。

(事務局)おっしゃる通り、法律がそれぞれの分野で分かれていて、国の対応方針もある意味では縦割りの面がある。自治体もおおむね同じであるが、全国の事例を見ると、様々な虐待の事例を一箇所で対応している自治体もあると聞いている。しかしながら、市の現状では、そうした対応は難しい状況である。

(事務局) この会議は、まさにそうした面についてご意見をいただき、今後の虐待やいじめへの対応に活かしていくために設置したもの。今後は、本日のようなご意見をいただきながら会議を進めて参りたい。

- ・ (委員) 根本的なことだが、計画の位置付けはどのように考えているか。今取り組んでいることをまとめるものと、具体的に現場で困っていることについて、体制などを変えていくために作るものとは検討の仕方が違ってくると思う。法律が出来てからの課題というのも現場の方々に聞いてみたい。

(事務局) 児童虐待やDVの法律が出来てからは、どちらかという、主に県の機関が主体となって困難事例に対応してきた。市としては、県の指導を受けながら、少しずつ対応できるようになってきている状況。扱った件数も少なく、まだどのような課題があるのか分かりにくい部分がある。

【その他】

計画の骨子案については、平成 23 年 12 月 16 日までにご意見をいただき、事務局で計画案を検討することとした。

次回の会議については、平成 24 年 2 月を予定しているが、具体的な日程については、後日、お知らせすることとした。